

日本ウッドターニング協会 会則

JAPAN WOODTURNING ASSOCIATION

制 定 第1回改訂 第2回改訂 第3回改訂
2009/3/3 2011/3/1 2012/1/1 2015/12/6

日本ウッドターニング協会(略称JWA)は、木工旋盤を愛する同好の会として結成した非営利団体です。
この会の目的は、木工旋盤と木工芸を愛する同好の有志を通じて技術習得と向上、アイデアを広げ、
生き甲斐と希望のある充実した人生を楽しむ事にあります。

第1条 会員資格

会員は正会員と賛助会員とし、正会員は木工旋盤と木工芸を愛しする人とし、
賛助会員はウッドターニングに関する商品扱い業者で、資格認定と取り消しは役員会で決定します。

第2条 会費と会期

- 第1項 年会費は、正会員2,000円、賛助会員5,000円、納入は1月末までとし、返却は致しません。
第2項 会期は毎年1月1日から12月31日とします。

第3条 役員と任期

役員は、会長1名、副会長1名、会計1名、事務局2名、相談役、顧問は若干名、任期は2年とし

第4条 重要事項の決定

重任は可とします。

会則、役員人事、事業計画、その他の重要な事項は役員会で決定し、内容を会員に発表します。

第5条 事業計画(広報誌と講習会等)

定例主要事業は会員向けに広報誌を年2回以上発行、講習会等の開催を年4回ほど計画します。
尚、広報誌費用は年会費を充当し、講習会の会費は年会費とは別に都度徴収して充当します。

第6条 会員名簿

新年度に会員及び賛助会員名簿を更新し、会員限定で配布します(JWA以外への使用を禁止します)

第7条 会員への情報連絡

会員への講習会や連絡事項は、JWAホームページに掲載し、必要に応じて書面を送付します。
会員相互の通信や新情報の提供は、JWAホームページに掲載出来る様にします。

第8条 将来展望

将来は、国内外の木工旋盤、木工芸等の団体や企業、専門家等との交流を目指します。

第9条 問題処理

会および会員相互間で問題が生じた場合は、役員会で都度協議し解決に努力します。

第10条 所在

日本ウッドターニング協会の所在は下記とします。

本部 〒337-0053 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1-1903-6

携帯電話 090-3338-0808

事務局 〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町2-6-9

TEL : FAX 048-822-6512

備考 日本ウッドターニング協会の取引金融機関

振込方法により、下記の① ②になります。

振込先①	ゆうちょ銀行	⇒	ゆうちょ銀行	記号 10020	番号 60597421
振込先②	他の金融機関	⇒	ゆうちょ銀行	店番008	普通預金「口座番号」 6059742

会則第3回改訂の趣旨

講習会とは別に参加していたJAPAN HOME CENTER SHOWでの木工旋盤を使った楽しみを紹介する普及活動もJ.W.A.講習会と同等の活動とし、みなさまに参加していただくことにしました。